

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025年6月20日			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 福知山市厚中町231番地		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 福知山市病院事業管理者 阪上 順一			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	74台	4台	2台	76台
	冷蔵機器及び冷凍機器	6台	0台	0台	6台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	73.18	キログラム	63.98	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器		キログラム		キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・病院で所有している冷媒用代替フロン使用機器は、設備点検委託業者が点検実施している。			
	廃棄時	・病院で所有している第一種特定製品の廃棄時には、当該機器の担当者が市の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・病院で使用するエアコンに対して、適宜点検を実施し、異音の発生、フロン漏れ等がないか確認している。			
	廃棄時	・充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されていることを確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・2030年度までに、病院で使用しているエアコンの更新時には、地球温暖化係数がより低い代替フロンを冷媒として使用するエアコンに更新することを検討する段階である。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。